

廿日市市自主運行バス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市自主運行バス（以下「自主運行バス」という。）に広告を掲載することに関し、廿日市市広告掲載要綱（平成19年告示第45号。以下「要綱」という。）及び廿日市市広告掲載基準（平成19年3月28日施行。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 要綱第4条に規定する広告媒体の種類については、自主運行バスの車内広告及び車体広告とする。

(広告掲載の基準)

第3条 自主運行バスに掲載できる広告は、要綱第3条及び掲載基準に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 自動車等運転者の誤認を招くおそれがあるもの
 - ア 光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 後部の色がテールランプの色や配置と紛らわしいもの
 - ウ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア ストーリー性のあるもの
 - イ 映像表示となっているもの
 - ウ 一定時間読ませることを目的としたもの
- (3) 車両の安全の低下を招くおそれがあるもの
 - ア 車体の窓及びドア等のガラス部分に表示するもの
 - イ 車体の排気口及びスピーカー口等をふさぐもの
- (4) 自主運行バスの識別性の低下を招くおそれがあるもの
 - ア 自主運行バス車体の前面に表示するもの
 - イ 他の路線バス等と混同するデザインであるもの
 - ウ 法令等に基づく行き先、運行系統等の表示が、明確に識別できないもの

エ 緊急自動車と誤認するおそれのあるもの

(景観への配慮)

第4条 色彩、意匠その他の表示方法については、廿日市市景観計画（平成24年4月1日施行）に沿ったものとする。

(車体広告の掲載方法)

第5条 車体広告の掲載については、ラッピングフィルム等剥離が可能なものを車体に貼り付けるものとし、車体への塗装は、行わないものとする。

(広告の掲載料等)

第6条 車内広告の掲載料等については、別表第1のとおりとする。

2 車体広告の掲載料等については、別表第2のとおりとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報はつかいち、廿日市市ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、廿日市市自主運行バス広告掲載申込書（別記様式第1号）に、掲載しようとする広告案その他必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱第3条、掲載基準及び第3条の規定等に基づき、広告掲載の可否を決定し、廿日市市自主運行バス広告掲載可否決定通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知する。

2 市長は、掲載可能件数を超える申込みがあった場合は、次の各号の順位により決定する。

- (1) 第1順位 市内に本店又は本社を有する事業者
- (2) 第2順位 市内に支店等を有する事業者
- (3) 第3順位 県内に本店又は本社を有する事業者
- (4) 第4順位 その他の事業者

(広告の掲載料の納入)

第10条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載期間に係る掲載料の総額を、市が指定する期日までに一括納入するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。ただし、市の過失により生じた場合はこの限りでない。

2 広告の制作、掲載及び撤去作業は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

3 広告の撤去により車体塗装の剥離が生じた場合には、広告主の責任において原状回復させなければならない。

4 広告主は、広告の美観を保持するため、常にその維持補修に努めなければならない。

(広告の掲載及び撤去)

第12条 広告の掲載及び撤去の作業日時は、バス運行事業者と広告主が協議し、決定するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主に通知することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料の納付がなかった場合

(2) 法令に違反する、若しくは抵触するおそれがある場合、又はこの要領に違反する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がバス広告の掲載等に支障があると認めた場合

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は廿日市市自主運行バス広告掲載取下げ申出書（別記様式第3号）を市長に提出しな

ければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告の掲載料の返還)

第15条 既に納付された掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの掲載料を広告主に返還するものとする。

2 前項のただし書の規定により返還する掲載料の額は、広告掲載に係る期間を1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲載の期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。

(広告の掲載料の減免)

第16条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、掲載料を減免することができる。

- (1) 市が直接広告を掲載するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき

2 掲載料の減免の額は次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号に該当する場合 全額
- (2) 第1項第2号に該当する場合 その都度市長が定める額

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月20日から施行する。

別表第1（第6条第1項関係）

種類	規格	掲載期間	掲載料 (1枠当たり)
車内広告	縦364mm×横515mm (B3横)	1月 (最長12月 まで)	1,100円 (1台に広告1枚掲載 当たり) ※B4縦2枚の場合 は2,200円

別表第2（第6条第2項関係）

種類	掲載位置	掲載期間	掲載料 (1枠当たり)
部分ラッピング 広告	ドア側側面	1月 (最長12月 まで)	廿日市さくらバス おおのハートバス 10,000円
			佐伯さくらバス 吉和さくらバス 6,000円
部分ラッピング 広告	運転席側側面	1月 (最長12月 まで)	廿日市さくらバス おおのハートバス 10,000円
			佐伯さくらバス 吉和さくらバス 6,000円

部分ラッピング 広告	後部	1月 (最長12月 まで)	廿日市さくらバス おおのハートバス 10,000円
			佐伯さくらバス 吉和さくらバス 6,000円
フルラッピング 広告	前面、上面、ガラス面を 除く両側面及び後部	1月 (最長12月 まで)	廿日市さくらバス おおのハートバス 33,000円
			佐伯さくらバス 吉和さくらバス 20,000円